

議案第64号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の94の項、98の項、99の項、104の項、107の項、109の項及び111の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の1の117の項の次に次のように加える。

117の2 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における増築、改築又は移転の許可	1件 87,000円	許可申請のとき
117の3 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築の許可	1件 92,000円	許可申請のとき

別表の1の119の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の1の120の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の1の128の3の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の1の128の4の項中「第67条の3第5項第

2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の1の128の5の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の1の141の2の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表の1の141の3の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の1中141の4の項を141の6の項とし、141の3の項の次に次のように加える。

141の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	1件 108,000円	許可申請のとき
141の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	1件 195,000円	許可申請のとき

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

（説明） 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が施行されることに伴い、用途規制の適用除外に係る手続の合理化に伴う許可等に係る手数料を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
94 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認又は同法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査			94 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認又は同法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査		

(1)～(9) (現行に同じ。)

(建築基準法第87条の4に規定する昇降機(以下「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合には、昇降機1基について98の項又は99の項に掲げる額を加算した額とする。)

(現行に同じ。)

98 建築基準法第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認又は同法第18条第3項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査(99

(現行に同じ。)

(1)～(9) (省 略)

(建築基準法第87条の2に規定する昇降機(以下「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合には、昇降機1基について98の項又は99の項に掲げる額を加算した額とする。)

(省 略)

98 建築基準法第6条第1項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認又は同法第18条第3項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査(99

(省 略)

の項に該当するものを除く。)

(1)～(3) (現行に同じ。)

99 建築基準法第6条第1項 (同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認を受けた建築設備の計画の変更をした場合における同法第6条第1項 (同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認又は同法第18条第3項 (同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づき適合していることを認められた建築設備の計画の変更をした場合における同法第18条第3項 (同法第87条の4において準用する場合を含む。)の

の項に該当するものを除く。)

(1)～(3) (省略)

99 建築基準法第6条第1項 (同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認を受けた建築設備の計画の変更をした場合における同法第6条第1項 (同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認又は同法第18条第3項 (同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき適合していることを認められた建築設備の計画の変更をした場合における同法第18条第3項 (同法第87条の2において準用する場合を含む。)の

規定に基づく建築設備の計画の 通知に対する審査 (1)～(3) (現行に同じ。)	
(現行に同じ。)	
104 建築基準法第7条第1項 (同法第87条の4において準 用する場合を含む。)の規定に 基づく建築設備の完了検査又は 同法第18条第17項(同法第 87条の4において準用する場 合を含む。)の規定に基づく建 築設備の工事完了通知に対する 検査(107の項に該当するも のを除く。) (1)～(3) (現行に同じ。)	(現行に同じ。)
(現行に同じ。)	
107 建築基準法第7条第1項 (同法第87条の4において準	(現行に同じ。)

規定に基づく建築設備の計画の 通知に対する審査 (1)～(3) (省略)	
(省 略)	
104 建築基準法第7条第1項 (同法第87条の2において準 用する場合を含む。)の規定に 基づく建築設備の完了検査又は 同法第18条第17項(同法第 87条の2において準用する場 合を含む。)の規定に基づく建 築設備の工事完了通知に対する 検査(107の項に該当するも のを除く。) (1)～(3) (省略)	(省 略)
(省 略)	
107 建築基準法第7条第1項 (同法第87条の2において準	(省 略)

用する場合を含む。)の規定に
基づく建築設備(同法第7条の
3第4項(同法第87条の4に
おいて準用する場合を含む。)
の規定に基づく中間検査を受け
た建築設備に限る。)の完了検
査又は同法第18条第17項(
同法第87条の4において準用
する場合を含む。)の規定に基
づく建築設備(同法第18条第
20項(同法第87条の4にお
いて準用する場合を含む。)の
規定に基づく特定工程工事終了
通知に対する検査を受けた建築
設備に限る。)の工事完了通知
に対する検査

(1)・(2) (現行に同じ。)

(現行に同じ。)

用する場合を含む。)の規定に
基づく建築設備(同法第7条の
3第4項(同法第87条の2に
おいて準用する場合を含む。)
の規定に基づく中間検査を受け
た建築設備に限る。)の完了検
査又は同法第18条第17項(
同法第87条の2において準用
する場合を含む。)の規定に基
づく建築設備(同法第18条第
20項(同法第87条の2にお
いて準用する場合を含む。)の
規定に基づく特定工程工事終了
通知に対する検査を受けた建築
設備に限る。)の工事完了通知
に対する検査

(1)・(2) (省略)

(省 略)

<p>109 建築基準法第7条の3第4項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の中間検査又は同法第18条第20項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の特定工程工事終了通知に対する検査</p> <p>(1)～(3)（現行に同じ。）</p>	<p>（現行に同じ。）</p>	<p>109 建築基準法第7条の3第4項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の中間検査又は同法第18条第20項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の特定工程工事終了通知に対する検査</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>（省略）</p>
<p>（現行に同じ。）</p>		<p>（省略）</p>	
<p>111 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認</p>	<p>（現行に同じ。）</p>	<p>111 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認</p>	<p>（省略）</p>

定		
(現行に同じ。)		
117の2 建築基準法第48条 第16項第1号(同法第88条 第2項において準用する場合を 含む。)の規定に基づく用途地 域における増築、改築又は移転 の許可	1件 87,000円	許可申請 のとき
117の3 建築基準法第48条 第16項第2号(同法第88条 第2項において準用する場合を 含む。)の規定に基づく用途地 域における建築の許可	1件 92,000円	許可申請 のとき
(現行に同じ。)		
119の2 建築基準法第53条 第4項又は第5項の規定に基づ く建築物の建蔽率の特例の許可	(現行に同じ。)	
120 建築基準法第53条第6		

定		
(省 略)		
(省 略)		
119の2 建築基準法第53条 第4項の規定に基づく建築物の 建ぺい率の特例の許可	(省 略)	
120 建築基準法第53条第5		

項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	
(現行に同じ。)	
128の3 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可	(現行に同じ。)
128の4 建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可	
128の5 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可	
(現行に同じ。)	
141の2 建築基準法第86条	(現行に同じ。)

項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	
(省 略)	
128の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可	(省 略)
128の4 建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可	
128の5 建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可	
(省 略)	
141の2 建築基準法第86条	(省 略)

<p>の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に関する認定</p>		
<p>141の3 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に關する認定</p>		
<p>141の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可</p>	<p>1件 108,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に関する認定</p>		
<p>141の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に關する認定</p>		

<p>141の5 建築基準法第87条 の3第6項の規定に基づく建築 物の用途を変更して一時的に特 別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可</p>	<p>1件 195,000円</p>	<p>許可申請 のとき</p>		
<p>141の6 (現行に同じ。)</p>			<p>141の4 (省略)</p>	
<p>(現行に同じ。)</p>			<p>(省略)</p>	
<p>(備考現行に同じ。)</p>			<p>(備考省略)</p>	
<p>2・3 (現行に同じ。)</p>			<p>2・3 (省略)</p>	